



暑中お見舞い申し上げます

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

6 月中の猛暑から記録的な早さの梅雨明けかと思わせるような異常気象で、体調管理がままならない今日この頃ですが、皆様お元気でお過ごしでしょうか。

年初から始まったウクライナ侵攻も犠牲者の数が増えるばかりで依然として続いており、国内では原油高、物価高、円安が進み、経済にも大きな打撃を受けています。そして先日行われた参院選のさなか、安倍元総理が凶弾に倒れるという痛ましい事件も起きてしまいました。安心安全が日本の誇りであった社会に、手製の銃で蛮行に及ぶとは全く考えもしなかった事態でした。殺傷能力の高い銃がいても簡単に作れるということも信じられないことです。ネットを検索したところ数々のページが出てきました。再発防止のためにもこのような投稿を制限するような措置は必要ではないかと痛感いたします。言論の自由・表現の自由とは別次元の問題ではないかと思えます。

皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

税理士法人アークネット 代表社員 野呂 伸一郎

第 31号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New
※2年延長された「特定の居住用財産の買換えの特例」
- 3 Tax Information
※「所得拡大促進税制」と「賃上げ促進税制」
- 4 Profile～職員スタッフ紹介
- 5 豆知識
※酒類の地理的 (GI) 制度
- 6 独り言

2年延長された

What's New 「特定の居住用財産の買換えの特例」

特定のマイホーム（居住用財産）を売って、代わりのマイホームに買い換えたときは、一定の要件のもと、譲渡益に対する課税を将来に繰り延べることができます。

この特例の適用期限が 2022 年度税制改正において **2023 年 12 月 31 日まで 2 年延長**されています。

例えば、1000 万円で購入したマイホームを 5000 万円で売却し、7000 万円のマイホームに買い換えた場合には、通常の場合、4000 万円の譲渡益が課税対象※となりますが、この特例の適用を受けた場合、売却した年に譲渡益への課税は行われず、買い換えたマイホームを将来譲渡した時に譲渡益に対する課税がなされる事になります。 ※説明を簡潔にするため、減価償却などは考慮しておりません。

上記の例の場合、例えば買い換えたマイホームを将来 6000 万円で売却したとすると、売却価額 6000 万円と購入価額 7000 万円との差額である 1000 万円の譲渡損（実際の譲渡損）が発生しますが、特例の適用を受けて課税が繰り延べられていた 4000 万円の譲渡益（課税繰延べ益）と通算し、3000 万円が譲渡益として課税されます。

特例の適用を受けるための主な要件には、(1)自分が住んでいる家屋を売るか、家屋とともにその敷地や借地権を売ること、(2)売却代金が 1 億円以下であること、(3)買い換える建物の床面積が 50 平方メートル以上のものであり、買い換える土地の面積が 500 平方メートル以下のものであること、さらに(4)親子や夫婦など特別の関係がある人に対して売ったものでないこと、などがあります。

居住用財産の譲渡の際には、譲渡益の 3000 万円までの特別控除や譲渡損の損益通算など、様々な特例がありその影響額も大きいので、どのような場合でも是非ご相談下さい。

Tax Information 「所得拡大促進税制」と「賃上げ促進税制」

新春号（第29号）Tax Informationにおいて賃上げ促進税制の概要について触れました。今回は、より詳細に中小企業者等における賃上げ促進税制について解説致します。なお、中小企業者等でない場合の取り扱いについては本稿では割愛しております。

※中小企業者等とは、青色申告書を提出する者のうち、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主、その他に該当するものを指します。

1. 「所得拡大促進税制」と「賃上げ促進税制」の適用時期について

中小企業者等について、2021年4月1日から2022年3月31日までの間に開始する事業年度については「所得拡大促進税制」が適用されます。

一方で2022年4月1日から2024年3月31日までの間に開始する事業年度については「賃上げ促進税制」が適用されます。

従いまして、例えば3月決算の会社は進行期である2023年3月期から新しい制度の「賃上げ促進税制」が適用されますが、2月決算においては次の決算は2023年2月期であり、その事業年度の開始日は2022年3月1日であるので古い制度の「所得拡大促進税制」が適用されることとなります。

2. 「所得拡大促進税制」と「賃上げ促進税制」の概要

上記の通り、令和4年度税制改正によって「所得拡大促進税制」が「賃上げ促進税制」となりましたが、両者ともに積極的な賃上げをバックアップするための税制であり、その考え方に大きな変化はありません。いずれの税制も一定の要件を満たした場合に一定の税額控除が行える点も共通しています。

3. 「所得拡大促進税制」と「賃上げ促進税制」の主な違い

それでは、「所得拡大促進税制」と「賃上げ促進税制」の主な違いは何でしょうか。より積極的な賃上げを税制面からバックアップするために、主に税額控除の控除率が拡大されています。「所得拡大促進税制」においては最大 25%の控除率 でしたが、「賃上げ促進税制」では最大 40%の控除率 となります。主な違いについては下図をご参照ください。

令和4年度改正による主な変更点

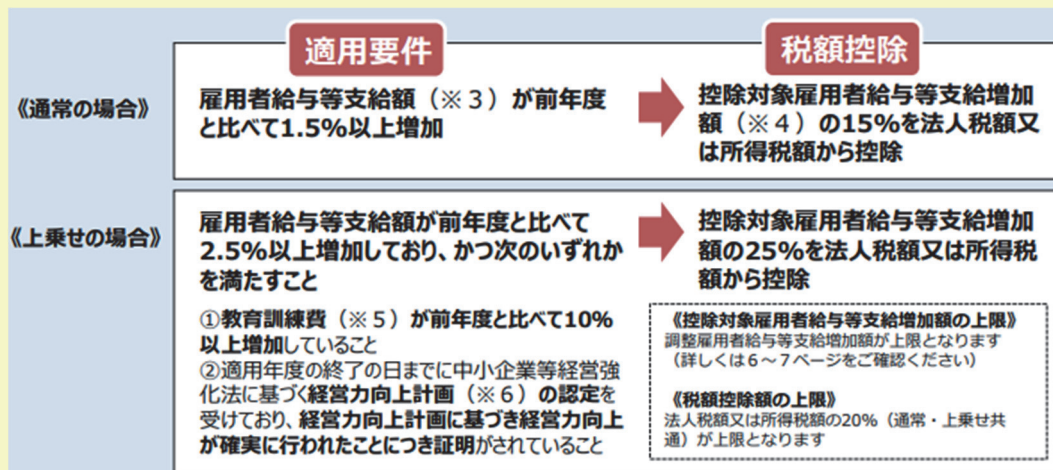
- ✓ 上乗せ要件を簡素化&控除率引き上げ（控除率最大40%）
- ✓ 教育訓練費増加要件に係る明細書の「添付義務」を「保存義務」へ変更
- ✓ 経営力向上要件は廃止

旧制度	適用期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主については、令和4年）	新制度	適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主については、令和5年及び令和6年の各年）
適用要件（通常要件）	控除率	適用要件（通常要件）	控除率
雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	15%	雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加	15%
適用要件（上乗せ要件）	控除率	適用要件（上乗せ要件）	控除率
雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと	+10%	雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加	+15%
①教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加していること ②適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること		教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加していること	+10%
		※経営力向上要件は廃止	

4. 適用要件について

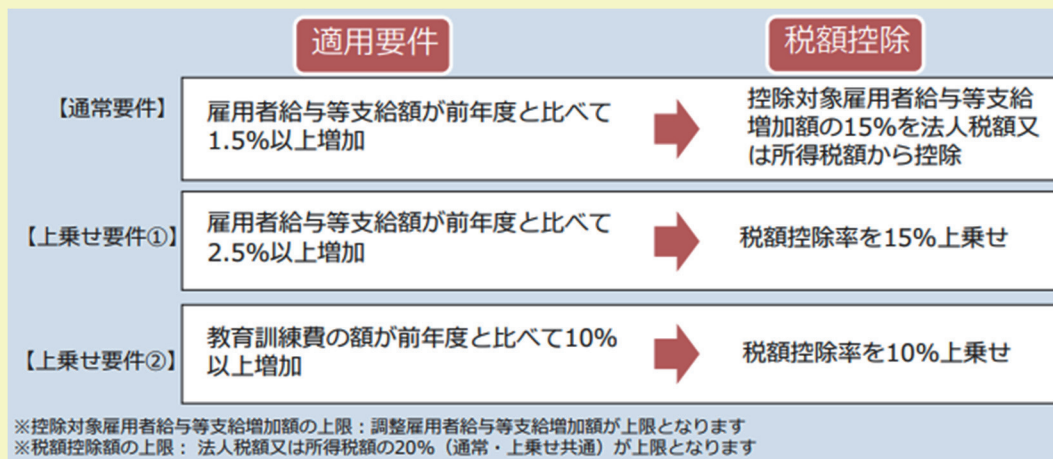
(1) 所得拡大促進税制

上乗せ要件を満たすことで最大25%の控除率となります。なお、税額控除額の上限は法人税額の20%となりますので注意が必要です。



(2) 賃上げ促進税制

上乗せ要件②まで満たすことで最大 40%の控除率となります。なお、所得拡大促進税制と同様に税額控除額の上限は法人税額の 20%となります。



5. 主な用語の説明

(1) 給与等

棒給・給料・賃金・歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与をいいます。

(2) 雇用者給与等支給額

適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者（3）に対する給与等（1）の支給額をいいます。

(3) 国内雇用者

法人又は個人事業主の使用人のうちその法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者を指します。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、役員等は含まれません。

(4) 教育訓練費

所得の金額の計算上損金の額に算入される、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、外部講師への謝金や外部施設の使用料、外部研修参加費等などが該当します。

6. 終わりに

賃上げは従業員の安定的な確保、モチベーション向上などの多くのメリットがあるものと思います。本制度によって税額控除が行えるためご活用頂きたいですが、適用要件を満たさなかった場合は税額控除を行えないので、年度途中での所得の発生見込みや適用要件を満たしているか否か、貴社の状況を適時に確認することが大事であると考えます。

（出典）経済産業省 HP：[chinnagesokushin04gudebook.pdf\(meti.go.jp\)](http://chinnagesokushin04gudebook.pdf(meti.go.jp))

Profile～職員スタッフ紹介

犬塚 景斗 (いぬづか けんと)
静岡事務所所属



- ※ 愛知県名古屋市出身
- ※ 2000年7月生まれ
- ※ 新卒で2022年4月から税理士法人アークネットに勤務
- ※ 趣味：テニス・旅行
- ※ 一言：聞き馴染みのない名字でよく間違えられますが、名前負けしないように存在感を出していければと思います。新社会人としての自覚を持って、飛躍できるように日々の積み重ねを大切にやり組んでいきます。

豆知識

酒類の地理的表示(GI)制度



例えば「シャンパーニュ」と名乗るためには、特定の地域内かつ、一定の基準や品質を満たして生産される必要があることは知っている人も多いと思われます。このように、お酒について、「正しい産地」であることと、「一定の基準」を満たして生産されたことを示すのが「**地理的表示 (GI)**」です。

酒類の地理的表示制度とは、地域の共有財産である「産地名」の適切な使用を促進する制度です。お酒にその産地ならではの特性が確立されており、産地からの申立てに基づき、国税庁長官の指定を受けることで産地名を独占的に名乗ることができます。産地にとっては、地域ブランドの確立による「他の酒類との差別化」、消費者にとっては、一定の品質が確保されていることによる「信頼性の向上」という効果があります。

同制度は、ヨーロッパを中心に、古くから国際貿易の主要品として取引されてきたワインの「原産地呼称制度」が起源となります。不正な産地名の使用を防ぐために、フランスなどのワイン主産国では、産地名を名乗ることができる基準を公的に定め、製造者と消費者双方の利益を確保してきました。また、1995年のWTO（世界貿易機関）の発足に際し、ぶどう酒と蒸留酒の地理的表示の保護が加盟国の義務とされました。

そこで、わが国でも、WTOの設立が合意された1994年に国税庁が本制度を制定し、2015年に見直しを行い、すべての酒類が本制度の対象となっています。酒類の地理的表示の指定状況は、2022年2月現在で北海道から沖縄まで22産地に及びます。

酒類区分別にみると、「清酒」が12産地、「ぶどう酒」が5産地、「蒸留酒（焼酎・泡盛）」が4産地、「その他の酒類（リキュール）」が1産地となっています。

(出典) 国税庁 HP : <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sake/07.pdf>

～～独り言～～

65歳を過ぎて、平均寿命から逆算すると残りのほうが圧倒的に少ないことが判る。そこで何とか残された人生を楽しく生きようといういろいろ模索するのだが、なかなか思い通りにはいかない。先日、ため込んでいた録画を整理していたところ、ふと見入ってしまったオペラがあった。ある国が他国に攻め込まれ、抵抗もむなしく城を占拠されてしまう。そして王女が処刑される場面。彼女は何を思ったか。やっと自由になれる。現世の辛さや厳しさからようやく解放される時が来た。というようなことを言っていた。(その後、その国は神の降臨で復興し、王女も一命をとりとめたのだが・・・) 現世は修行の場。修行を終えた人が最後の壁を乗り越えて、漸くあの世(ここでは元の世界という表現をしていたかな)に戻ることができる。私はまだまだ修行が足りないので、簡単に元の世界に戻れるとは思わないが、こう考えると死も恐るるに足らず。卒業式のようなものかとも思う。そして精進は絶対にやめようとも思う(笑)

文責：野呂伸一郎

ARKNET

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3号館 8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1-11-24 フォルテ 5A

(雨宮幸雄税理士事務所提携事務所) TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591